10　第六十一条の三第六項の規定は、前項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項又は第八項の規定による報告を行う場合に準用する。	［項を加える。］
11　［略］	10　［同上］
（電子情報処理組織による申請等）	（電子情報処理組織による申請等）
第六十一条の三　電子情報処理組織を使用して行うことができる法及びこの省令に基づく申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。	**第六十一条の三**　電子情報処理組織を使用して行うことができる法及びこの省令に基づく申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。
［一　略］	［一　同上］
二　法第五十七条第二項又は第五項の規定による報告	二　法第五十七条第一項、第二項、第五項又は第九項の規定による報告
［三～十四　略］	［三～十四　同上］
［2～7　略］	［2～7　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和三年六月三十日から施行する。